

大熊町営農再開ビジョン策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

大熊町営農再開ビジョン策定支援業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月1日（月）までとする。

3. 背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年経過したが、県内の農業・農村は、未だ根強い風評などの影響もあり、一部の農産物を除き厳しい農業経営が続いている。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい大熊町においては、町民帰還が少ない状況のなかで、担い手の高齢化、離農のほか、風評による販売環境の悪化や、放射性物質に対する不安等の影響もあり、農業経営体(担い手)の減少・不足は深刻な課題となっている。

このため、大熊町の農業・農村の活性化を図るには、帰還意向のある農業者、除染後農地の保安全管理を担っている大熊町農業復興組合、農業委員会をはじめ、関係機関・団体が連携を強化し、多様な担い手の確保と将来的に営農ができる環境整備を進め、本格的な営農再開に向けた対策を講じる必要がある。

4. 目的

本事業では、大熊町の置かれている現状把握と課題の整理を進め、本格的な営農再開に向けて、町としての基本的なスタンスを町民全体に周知するとともに、営農再開に向けた論議を巻き起こし、担い手を確保することを最大の目的とする。

大熊町では、避難指示解除後の町内での営農再開に向け、農業の将来展望を総合的に検討することとしており、短期的には避難指示解除区域及び特定復興再生拠点「営農ゾーン」の2地区において、中期的には6号線以西を中心とする地域(中間貯蔵エリアを除く)の営農の再開に向けた指針となる「大熊町営農再開ビジョン(以下、「営農ビジョン」という。)」の作成を目指している。

本業務は、大熊町における農業や農地等の現状分析、地権者に対する意向調査、営農ビジョン策定委員会(仮称)等の運営補助等を行い、営農ビジョン骨子案の作成を行うものである。

目的の個別項目は以下の通り。

- ① 町として将来の子や孫に営農できる環境と効率的な基盤を残すこと
- ② 少ない人数でも大面積を経営できる団地化・大規模化と農業生産の省力化・

効率化のための機械化や新たな技術等の活用をはかること

- ③ 市場にマッチングした品目の選定等により営農利益が上げられること
- ④ 個別経営体型から企業・法人経営型への移行による農業経営・生産構造の転換
- ⑤ 大熊町発信型の安全や環境に配慮したより良いGAP営農への取り組み

以上のような内容について農業者を中心として、「福島県営農再開支援事業」等の支援策を活用して、国・県等関係機関との連携により、基本情報の整理並びに町内での企業等の受入体制の構築を図り、もって、大熊町農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すこととする。

この仕様書は、大熊町が委託する令和2年度大熊町営農再開ビジョン策定支援業務の実施に必要な事項を記載したものであり、受託者はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

5. 業務委託内容

(1) 現状の把握と条件の整理

大熊町の農業や農地の現状・課題を整理するとともに、国・福島県における営農再開に関する施策・事業を整理、分析し営農ビジョン策定における基礎条件を整理する。

(2) 地権者に対する意向調査

営農ビジョン策定の対象となる農地の所有者（500名程度）に対し、今後の営農意向や農地利用についての意向調査を実施する。アンケート調査票の作成とともに、郵送による配布回収、集計分析を行い、農地所有者の意向、課題等を把握する。なお、アンケートの郵送費は本業務の見積額に含めるものとする。

(3) 営農ビジョン策定委員会等の運営補助

町は、農業者の代表、国、県、町、JA等で組織された大熊町営農ビジョン策定委員会（委員10名程度を想定）を開催し、ビジョン策定に向けた議論を行う。この委員会（3回程度を想定）に出席し、運営補助を行うほか、その意見を取りまとめ委員会へ提出する資料作成や議事整理等を行う。なお、委員会の委員の報償費や交通費は、本業務の見積額に含めないものとする。

(4) 営農ビジョン骨子案の作成

上記(2)の意向調査の結果や大熊町営農ビジョン策定委員会での検討結果を踏まえ、今後の営農再開までの道筋や、大熊町農業の目指すべき将来像、方針、取り組み目標について検討・整理し、営農ビジョンの骨子案を作成する。

(5) その他、上記の検討・対外説明に必要な資料の作成

上記内容の検討用資料、概要版資料その他上記(1)から(4)までの検討・対外説明に必要な資料を作成する。

6. 成果品

本業務における成果品を以下のとおり提出する。

(1) 大熊町営農再開ビジョン骨子案(冊子) 70部

(2) 業務報告書 5部

上記、基本構想、業務報告書及び各図面等のデータを記録した電子媒体(CD-R、DVD-R、USBメモリ等の媒体) 2個

※電子データのファイル形式は、PDF形式、Microsoft word(doc又はdocx)形式、Microsoft Excel(xls又はxlsx)形式、Microsoft Powerpoint(ppt又はpptx)形式とする。

(3) 提出場所：福島県大熊町役場(大熊町大字大川原字南平1717)

(4) 提出期限：令和3年2月24日(水)

7. その他業務遂行上の留意点

(1) 著作権

成果品一式の著作権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、大熊町に帰属するものとする。

(2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(3) 情報の保護(守秘義務)

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。委託業務期間中及び終了後も同様とする。なお、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(4) 賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、大熊町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(5) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ大熊町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、大熊町と受託者においてその都度協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。